

法第 34 条第 1 号の運用基準

(令和 5 年 4 月 1 日一部改正)

(公益上必要な建築物)

本号に基づく開発区域の周辺居住者が主として利用に供する公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品等の販売店舗等については、申請の内容が、法第 33 条の基準及び次の要件に該当するものであること。

1 公益上必要な建築物

(1)位置等

ア 申請地は市街化調整区域内の既存集落(40以上の建築物が60メートル以下の敷地間隔で連たんする集落)の中、隣接地又は近接地(既存集落の端から120メートル以内)であること。

ただし、市立小学校、市立中学校、市立義務教育学校、放課後児童クラブでやむを得ない場合はこの限りでない。

イ 申請地に接する前面道路は、袋路状でないこと。

ウ 前面道路に10メートル以上接していること。ただし放課後児童クラブでやむを得ない場合はこの限りでない。

(2)建築物の用途

建築物の用途は以下のものでそれぞれの基準に適合すること。

ア 小学校、中学校、義務教育学校のうち、市立のもの
当該通学区域を勘案し、適切な位置にあるもの。

イ 診療所、助産所

(ア)入院施設がある場合は、県及び市の医療施策の観点から支障がなく、その設置及び運営が国の定める基準に適合するもの。

(イ)兼用住宅の場合は、診療所又は助産所の部分の床面積を全体の過半とし別棟でないこと。

ウ 老人居宅介護等事業施設、老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業施設、複合型サービス福祉事業施設

県(地域密着型施設を除く)及び市の福祉施策の観点から支障がなく、その設置及び運営が国の定める基準に適合するもの。

エ 保育所又は認定こども園

市の保育施策の観点から支障なく、その設置及び運営が国の定める基準に適合するもの。

オ 放課後児童クラブ、児童館

(ア)放課後児童クラブについては対象小学校から適切な位置にあること。

(イ)市の整備計画に適合していること。

(3)その他

自己の業務の用に供するものとする。